

紙類をはじめ、リサイクルできるものの分別義務など、

# ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」が 平成27年10月からスタート！

～「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部改正～



めぐるくん

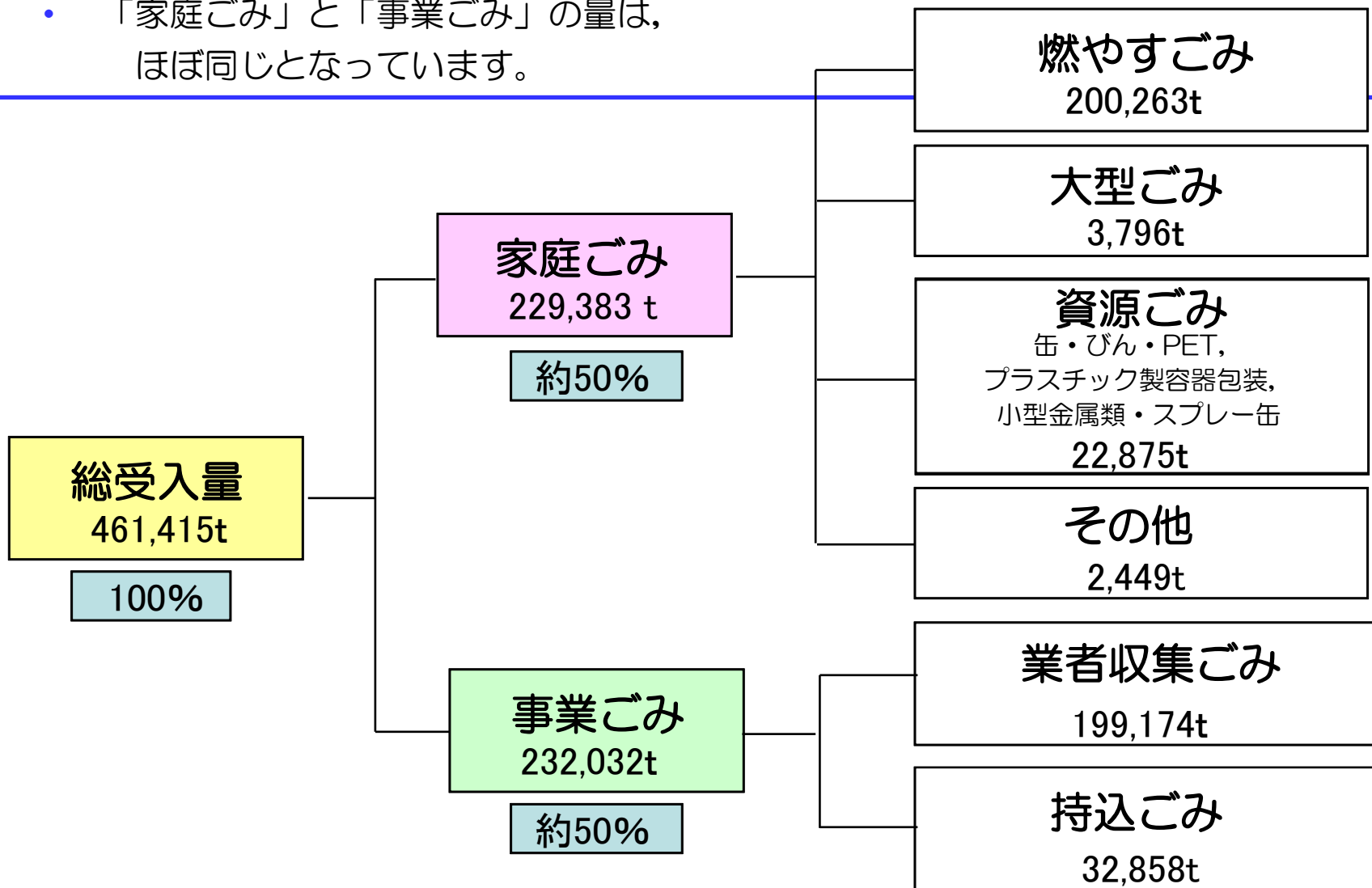


ごみちゃん



# 京都市のごみの内訳（平成26年度実績）

- 市が受け入れるごみは、家庭から排出される「家庭ごみ」と、事業所などから排出される「事業ごみ」の2種類に大きく分かります。
  - 「家庭ごみ」と「事業ごみ」の量は、ほぼ同じとなっています。



# 京都市の家庭ごみ減量の主な取組

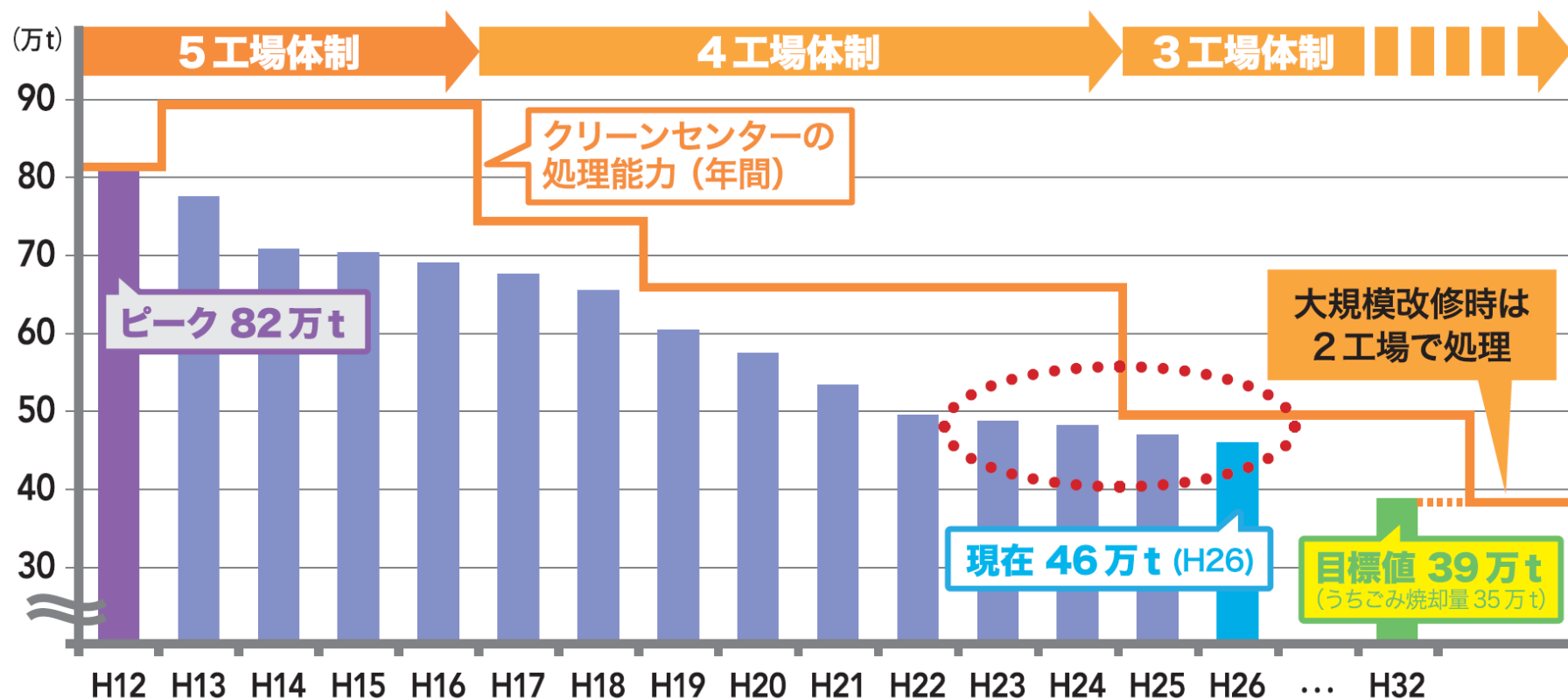
| 時 期            | 取 組                                       |
|----------------|---|
| 平成18（2006）年10月 | 家庭ごみ有料指定袋制の導入                             |
| 19（2007）年10月   | プラスチック製容器包装の分別収集を全市に拡大                    |
| 22（2010）年 2月   | 業者収集マンションの届出制度の新設                         |
| 22（2010）年 6月   | 業者収集マンションごみの透明袋制を導入                       |
| 23（2011）年 3月   | 紙類の拠点回収の開始                                |
| 23（2011）年 6月   | 小型充電式電池,インクカートリッジ等の拠点回収の開始                |
| 25（2013）年 7月   | 雑がみ分別実験の開始                                |
| 25（2013）年 9月   | 有害・危険ごみ等の移動式拠点回収を本格実施                     |
| 26（2014）年 6月   | 雑がみ分別・リサイクルの全市展開                          |
| 27（2015）年 3月   | 条例改正(ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」)<br>新・京都市半減プラン策定 |

事業ごみについても、業者収集ごみの透明袋制をはじめ、さまざまな減量の取組を行ってきました。



# 京都市の近年のごみ量

## 市のごみ受入量の推移とクリーンセンターの処理能力



# ごみ減量の必要性①

- 京都市のごみ量は、  
市民・事業者の皆様のご理解とご協力により、  
ピーク時（平成12年度）の年間82万トンから4割以上減の、  
年間46万トンまで削減できました。
  - その結果、クリーンセンター（清掃工場）を  
5工場から3工場まで縮小でき、
  - 年間106億円もの大幅なコスト削減を実現しました。

しかし



- ここ数年、ごみの減量はわずかな量にとどまっています。
- ごみの処理には、まだ **年間261億円** もの巨額の費用がかかっています。

## ごみ減量の必要性②

- クリーンセンターをより長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間使用した後には、約2年間にわたる大規模な改修が必要です。
  - そのときは、市全体のごみを2工場で処理しなければならず、
  - 2工場で処理できるごみ量は、年間39万トン(焼却量35万トン)です。
- また、京都市でただ一つの最終処分地（焼却灰の埋立施設）「エコランド音羽の杜」をできるだけ長く活用する必要があります。

このため

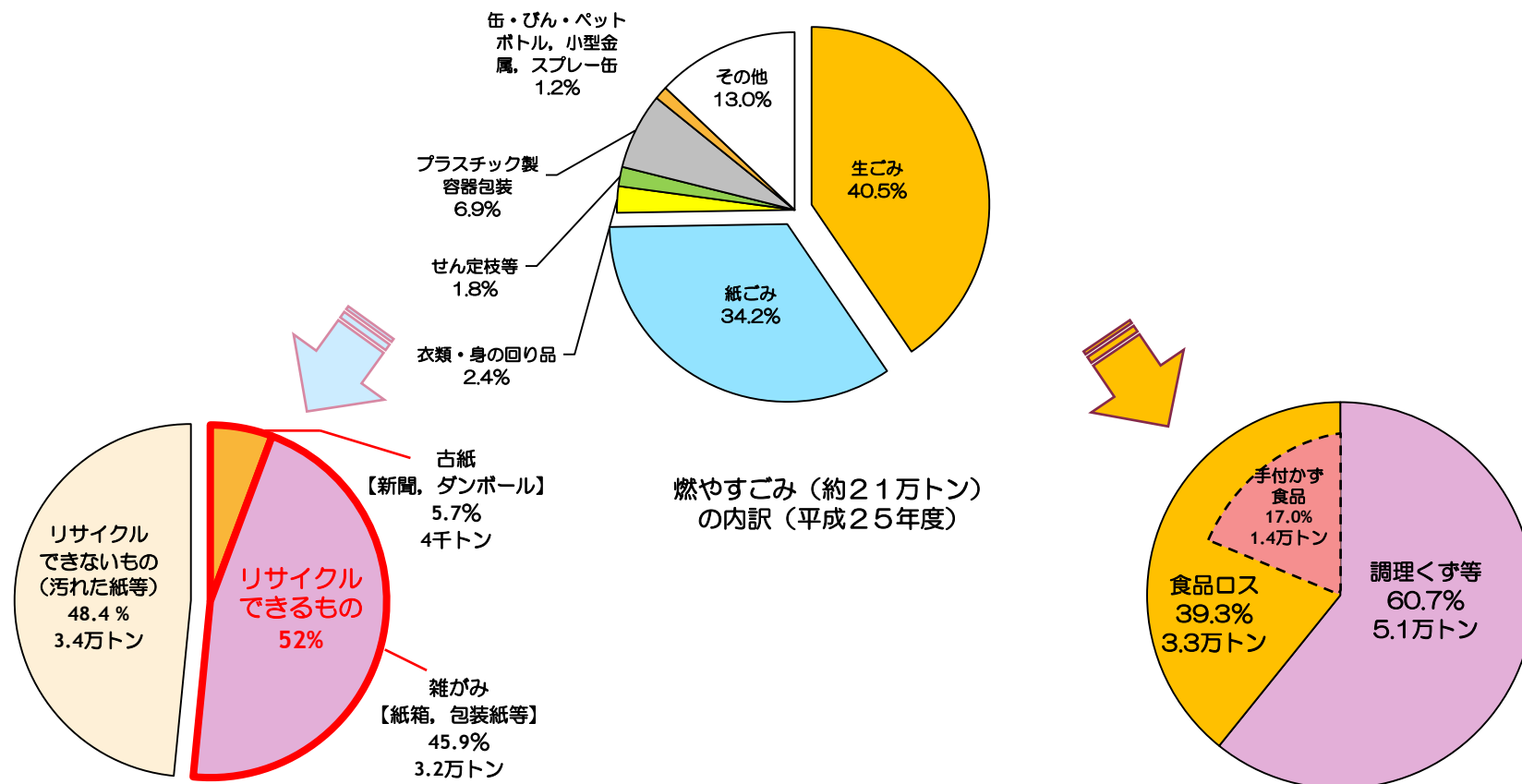
- ピーク時からの「ごみ半減」39万トン以下は、必ず成し遂げなければなりません。



# 家庭ごみの現状と課題

## ■ 燃やすごみの組成（平成25年度）

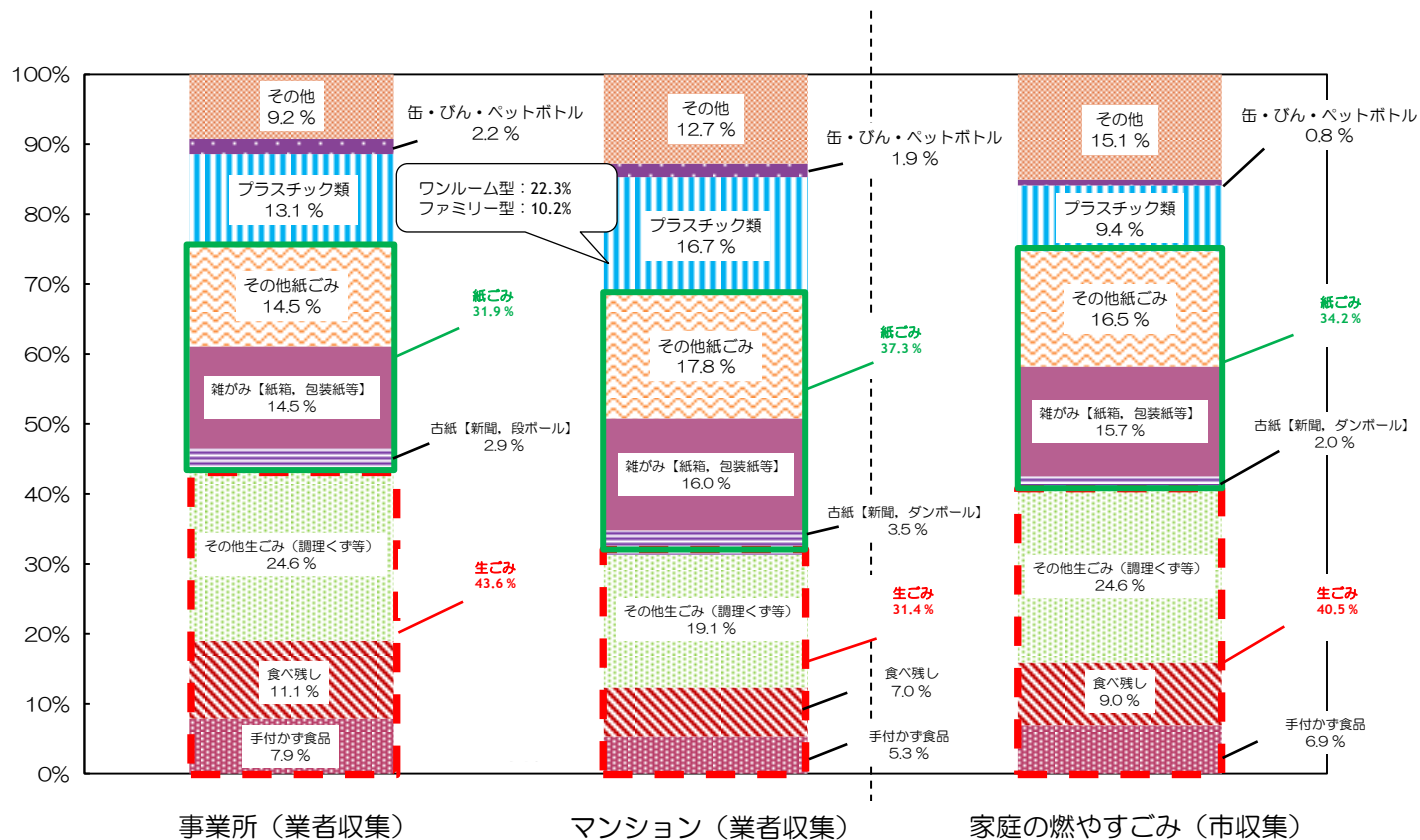
- **生ごみ** が約4割， **紙ごみ** が約3割と多く出ています。
- そもそもごみにしないことが可能な「**食品ロス**」（手付かず食品や食べ残し），リサイクル可能な「**雑がみ**」が，いずれも3万トン以上と多く出ています。
- 分別収集しているにもかかわらず，プラスチック製容器包装の割合が高くなっています。



# 事業ごみの現状と課題

## ■ 業者収集ごみの組成（平成25年度）

- 家庭の燃やすごみ（市収集）と同じように、生ごみ・雑がみの割合が高くなっています。
- 業者収集マンションでは、家庭の燃やすごみ（市収集）と比べてプラスチック類の割合が高くなっています。（2倍程度。特にワンルーム型で高い。）
- 事業所から産業廃棄物であるプラスチック類や缶・びん・ペットボトルが出ています。





# 新しい条例のポイント

## ■ 2Rの促進

- リサイクルよりもごみ減量効果が高く、環境への負荷も少ない、「**リデュース(発生抑制)**」及び「**リユース(再使用)**」(2R)の取組に努めてください。



## ■ 分別・リサイクルの促進

- 資源ごみ等の分別を促進するため、次のごみなどは必ず分別して出してください。

| 資源物  | リサイクルできる紙類  | 大型ごみ   |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>缶, びん, ペットボトル</li><li>プラスチック製の「容器」と「包装」</li><li>小型金属類, スプレー缶</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>新聞, ダンボール</li><li>チラシ・雑誌などの雑がみ</li><li>紙パック</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>家具など</li></ul> |



# 新しい条例の柱① ～ 分別等の徹底 (1) リサイクルできる紙類 ～

■ リサイクルできる紙類 ⇒ ⇒ ⇒ 分別してリサイクル

■ リサイクルできる紙類の例

燃やすごみ袋に入れないで!



■ 回収の仕組み

・ 市収集マンションの場合

- ① 地域のコミュニティ回収にお出してください。
- ② 古紙回収業者の方にお出してください。

雑がみについて、①②の出し方が難しい場合は…

- ③ 小型金属類・スプレー缶の収集日と同じ日時(月1回)・同じ場所にお出してください。

・ 業者収集マンションの場合

現在契約されている許可業者に相談してください。

■ 事業者の皆様は、事業所の紙類を雑がみも含めて分別し、現在契約されている許可業者に相談してください。

種類別に、紙袋に入れるなどして、左の方法で出してください

## ■ プラスチック製の「容器」と「包装」

⇒ ⇒ ⇒ 分別・リサイクル

## ■ このマークが目印！



「プラマーク」がついたプラスチック製の「容器」と「包装」は、燃やすごみとは分けて、出してください。

## ■ プラスチック製「容器」「包装」の例

● トレイ類



● ボトル類



● 袋類



● カップ類



● キャップ類



● 緩衝材  
(発泡スチロールなど)



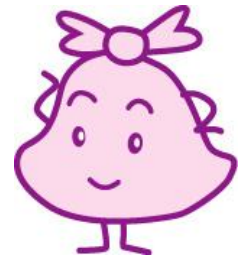
## 新しい条例の柱② ～ 2Rの取組～

### ■ 重点6分野

- |         |             |
|---------|-------------|
| ① ものづくり | ② 食         |
| ③ 販売と購入 | ④ 催事（イベント等） |
| ⑤ 観光等   | ⑥ 大学・共同住宅等  |

京都ならではの分野です！

- 京都は…
- ① 伝統産業から先端産業まで、先進的なものづくり都市
  - ② ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の都
  - ③ 商品と市民が会う小売店がにぎわう都市
  - ④ お祭り・学園祭・地蔵盆…とイベントが多彩
  - ⑤ 国際文化観光都市
  - ⑥ 大学のまち・学生のまち



### ■ 協働のしくみ

- **事業者の皆様**は、ごみ減量の取組を市民の皆様へ促すPRを実施するほか、自らごみ減量の取組に努めていただきます。
- **市民の皆様**も、事業者の皆様との取組と対応して、ごみ減量の取組に努めていただきます。
- **京都市**は、事業者の皆様によるPRの実施を支援するほか、事業者・市民の方々の先進的な取組の紹介などにより、普及を図ります。

# 新しい条例の柱② ～ 2Rの取組 (6) 大学・共同住宅～

- 市民アンケート等の結果、  
若年層や共同住宅にお住まいの方は、  
分別実施率が低いという傾向が見られるため、
- ごみ減量の取組や分別ルールについて、  
大学は**学生向けの啓発**を、  
共同住宅の所有者（管理者がいる場合は管理者）は  
**居住者向けの啓発**を行っていただくことを義務化。
- 学生の皆様や共同住宅にお住まいの皆様には、  
京都市の指導や  
大学・共同住宅所有者等からの啓発をふまえ、  
**ごみ減量の取組に努める**とともに、  
分別ルールを守っていただきます。





# 民間業者がごみを収集する マンションなどにお住まいの皆様へ

京都市からのお知らせ



紙類をはじめ、リサイクルできるものの分別義務など、  
ごみ半減をめざす

## 「しまつのこころ条例」が 平成27年10月からスタート!

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)

京都市のごみ量は、市民・事業者の皆様のご理解とご協力により、ピーク時から4割以上を削減。ありがとうございます。

### 1 分別の義務化

●次のリサイクルできるごみなどについては、必ず分別して出してください。

#### ① リサイクルできる紙類

〔紙類の例〕



#### ② プラスチック製の「容器」と「包装」

■このマークが目印!

「プラマーク」がついたプラスチック製の「容器」と「包装」は、中身を使い切り、汚れを取ってから「資源ごみ」として出してください。

■プラスチック製「容器」「包装」の例



#### ③ 缶・びん・ペットボトル

食料、飲料用の缶やびん、飲料・酒類・しょうゆ用のペットボトルなど



#### ④ 小型金属類・スプレー缶

なべ、やかんなど最長部がおおむね30cm以下の金属類など



#### ⑤ 大型ごみ

家具など



●分別したごみの出し方については、お住まいのマンションの管理者等にお問い合わせください。

### 2 ごみを出さないライフスタイル

■環境に最も良いことは、そもそもごみを出さないことです。

ごみになるものを作らない・買わない「リデュース(発生抑制)」

再使用する「リユース(再使用)」の2Rの取組にご協力をお願いします。



■主な取組の例

○実施義務：必ず取り組んでください。

○努力義務：可能なかぎり取組に努めてください。

| 分野              | 市民の皆様                           | 事業者の皆様   |
|-----------------|---------------------------------|--|
| ものづくり           | ○充電電池やLED等の環境にやさしい製品の使用         | 製造者の皆様は…<br>○充電電池やLED等の環境にやさしい製品のPR (本市の啓発活動への協力)                |
| 食               | ○食べ残しをしない食事の実践                  | 飲食業者の皆様は…<br>○食べ残しをしない食事のPR                                      |
| ごみになるものが少ないお買い物 | ○ごみになるものが少ない製品の購入<br>○レジ袋をもらわない | 小売業者の皆様は…<br>○購入者へごみになるものが少ない製品の購入をPR<br>○購入者へレジ袋の要否や必要最小限の枚数を確認 |
| ごみになるものが少ないイベント | ○イベント参加時のごみの分別排出                | イベント主催者の皆様は…<br>○ごみを分別して排出できる環境の整備                               |
| 観光等             | 観光客の皆様は…<br>○宿泊施設でのごみの分別排出      | ホテル・旅館業者の皆様は…<br>○宿泊者のごみを分別して排出できる環境の整備等                         |
| 大学・共同住宅等        | ○ごみの分別排出                        | 大学の皆様は…<br>○学生への分別ルール等の啓発<br>共同住宅管理者等のごみは…<br>○居住者への分別ルール等の啓発    |

お問い合わせ先

京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384 ヤサカ河原町ビル8階  
TEL:075-213-4930 FAX:075-213-0453

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!



# 京都市からのお知らせ

こごみちゃん



紙類をはじめ、リサイクルできるものの分別義務など、  
ごみ半減をめざす

## 「しまつのこころ条例」が

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)

平成27年10月からスタート!

京都市のごみ量は、市民・事業者の皆様のご理解とご協力により、ピーク時から4割以上を削減。ありがとうございます。

### 1 分別の義務化

■ 次のリサイクルできるごみなどについては、必ず分別して出してください。

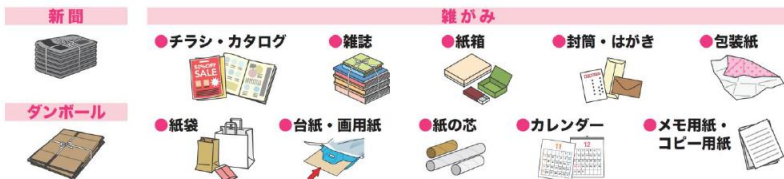
| 定期収集している資源物   | リサイクルできる紙類   | 大型ごみ   |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>缶、びん、ペットボトル</li> <li>プラスチック製の「容器」と「包装」</li> <li>小型金属類、スプレー缶</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>新聞、ダンボール</li> <li>チラシ・雑誌などの雑がみ</li> <li>紙パック</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>家具など</li> </ul> |

#### ① 紙類 ⇒ 分別してリサイクル



種類別に、紙袋に入れるなどして、次の方法で出してください

■ 紙類の例



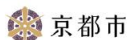
■ 紙類の回収の仕組み

① 地域のコミュニティ回収にお出ください。② 古紙回収業者の方にお出ください。

雑がみについて、①②の出し方が難しい場合は…

③ 小型金属類・スプレー缶の定点収集日と同じ日時(月1回)・同じ場所にお出ください。

・ 資源物回収マップ [検索](#) で持込み先を探すこともできます。



### ② プラスチック製の「容器」と「包装」 ⇒ 資源ごみ用の袋で分別・リサイクル

■ このマークが目印!



「リデュース」がついたプラスチック製の「容器」と「包装」は、透明の京都市家庭ごみ収集用指定袋「資源ごみ用」に入れてください。

■ プラスチック製「容器」「包装」の例



### 2 ごみを出さないライフスタイル



■ 環境に最も良いことは、そもそもごみを出さないことです。  
ごみになるものを作らない・買わない「リデュース(発生抑制)」  
再使用する「リユース(再使用)」の2Rの取組にご協力をお願いします。

- ◎ 実施義務：必ず取り組んでください。
- 努力義務：可能なかぎり取組に努めてください。

■ 主な取組の例

| 分野              | 市民の皆様                             | 事業者の皆様   |
|-----------------|-----------------------------------|--|
| ものづくり           | ○ 充電電池やLED等の環境にやさしい製品の使用          | 製造者の皆様は…<br>◎ 充電電池やLED等の環境にやさしい製品のPR(本市の啓発活動への協力)                  |
| 食               | ○ 食べ残しをしない食事の実践                   | 飲食業者の皆様は…<br>◎ 食べ残しをしない食事のPR                                       |
| ごみになるものが少ないお買い物 | ○ ごみになるものが少ない製品の購入<br>○ レジ袋をもらわない | 小売業者の皆様は…<br>◎ 購入者へごみになるものが少ない製品の購入をPR<br>◎ 購入者へレジ袋の要否や必要最小限の枚数を確認 |
| ごみになるものが少ないイベント | ○ イベント参加時のごみの分別排出                 | イベント主催者の皆様は…<br>◎ ごみを分別して排出できる環境の整備                                |
| 観光等             | 観光客の皆様は…<br>○ 宿泊施設でのごみの分別排出       | ホテル・旅館業者の皆様は…<br>◎ 宿泊者がごみを分別して排出できる環境の整備等                          |
| 大学・共同住宅等        | ◎ ごみの分別排出                         | 大学の皆様は…<br>◎ 学生への分別ルール等の啓発<br>共同住宅管理者等の皆様は…<br>◎ 居住者への分別ルール等の啓発    |

詳しい内容については、市民しんぶん 6月1日号(全市版)、6月15日号(区版)をご覧ください。

この印刷物は、十分お読みいただいた後は、コミュニティ回収や古紙回収などにお出ください。



#### 京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384 ヤサカ河原町ビル8階  
TEL:075-213-4930 FAX:075-213-0453 平成27年6月発行 京都市印刷物第274225号

ごみの出し方に関する詳しいお問合せは、まち美化推進課(TEL:075-213-4960)  
またはお近くのまち美化事務所・エコまちステーションへ

- 共同住宅等における分別周知等の**届出制度の対象を拡大**
- 従来の業者収集マンションに加え、市収集マンションも含めた全ての共同住宅等について、

平成27年10月以降に**新築**しようとする場合

又は **管理者が変わる**場合は、

共同住宅等の管理者等が、**届出**をしてください。

- 内容** ・ 燃やすごみ及び資源ごみの分別の種類ごとの収集方法
- ・ ごみの分別ルールや減量方法等の周知・啓発の方法 など



## (入居者の分別ルール違反に対して)

- 分別ルールの**周知啓発を徹底**（共同住宅管理者等）
- 分別ルール違反のごみにシールを貼付し，残置（市又は許可業者）
- 残置後の状況を見ながら**繰り返し周知啓発**（共同住宅管理者等）
- それでもなお改善されない場合は，本市と連携して**周知啓発**
- 市の繰り返し指導によってもなお改善されない場合，排出者に対し，条例に基づき，**改善勧告，命令**

きちんと分別していただくことが目的です！



## (共同住宅管理者等の啓発・届出の義務違反に対して)

- 共同住宅管理者等による啓発・届出がされない場合，市が**指導**
- 市の繰り返し指導によってもなお改善されない場合，条例に基づき，**改善勧告**
- それでもなお改善されない場合，事業者については名称と違反の事実を**公表**

# お問合せ先

- 条例・業者収集マンションのごみ分別に関するお問合せは・・・
  - **ごみ減量推進課（TEL075-213-4930）**までお願いします。
- 市収集マンションのごみの出し方に関する詳しいお問合せは・・・
  - **お近くのまち美化事務所・エコまちステーション**  
または **まち美化推進課（TEL075-213-4960）**までお願いします。

- 北部まち美化事務所（724-8881）
- 山科まち美化事務所（573-2457）
- 西部まち美化事務所（882-5787）
- 伏見まち美化事務所（601-7161）
- 北エコまちステーション（366-0155）
- 左京エコまちステーション（366-0821）
- 東山エコまちステーション（366-0182）
- 下京エコまちステーション（366-0186）
- 右京エコまちステーション（366-0190）
- 洛西エコまちステーション（366-0194）
- 深草エコまちステーション（366-0198）
- 東部まち美化事務所（722-4345）
- 南部まち美化事務所（681-0456）
- 西京まち美化事務所（391-5983）
- 上京エコまちステーション（366-0776）
- 中京エコまちステーション（366-0180）
- 山科エコまちステーション（366-0184）
- 南エコまちステーション（366-0188）
- 西京エコまちステーション（366-0192）
- 伏見エコまちステーション（366-0196）
- 醍醐エコまちステーション（366-0311）